

## 滝沢市交流拠点複合施設設置条例（案）

### （設置）

第1条 市民の交流や活動の場を提供するとともに、文化活動及び学習支援の推進並びに観光及び地域産業の振興を図るため、滝沢市交流拠点複合施設（以下「複合施設」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置
滝沢市交流拠点複合施設	滝沢市下鶴飼1番地14

### （施設の構成）

第2条 複合施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- （1） コミュニティセンター（屋外施設を含む）
- （2） 産業創造センター
- （3） 滝沢市立図書館

2 複合施設は、構成施設相互の連携を図り、一体的かつ有意義に運営するものとする。

3 第1項第3号に規定する施設の設置等については、滝沢市立図書館設置条例（昭和52年滝沢村条例第20号）に定めるところによる。

### （休館日）

第3条 コミュニティセンター及び産業創造センター（以下「コミュニティ施設等」という。）の休館日は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、変更することができる。

- （1） 毎月の第2火曜日及び第4火曜日。ただし、国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は、その翌日とする。
- （2） 12月29日から翌年の1月3日までの日

### （使用時間）

第4条 コミュニティ施設等の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、変更することができる。

### （使用等の許可）

第5条 コミュニティ施設等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。また、許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、コミュニティ施設等の許可をしない。

- （1） 公安、風俗その他公益を害するおそれがあるとき。
- （2） 施設、設備等を損傷し、汚損し、又は紛失するおそれがあるとき。
- （3） その他市長がコミュニティ施設等の管理上不適當と認めるとき。

3 市長は、第1項の許可をするに当たってコミュニティ施設等の管理上必要な条件を付することができる。

### （行為の制限）

第6条 コミュニティ施設等において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- （1） 寄附の募集
- （2） チラシの配布
- （3） 火気の使用

(4) その他、規則で定める行為

2 前条第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(行為の禁止)

第7条 コミュニティ施設等においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公安、風俗その他公益を害するおそれがあること
- (2) 施設、設備等を損傷し、汚損し、又は紛失するおそれがあること
- (3) 寄附の募集
- (4) チラシの配布
- (5) 火気の使用
- (6) 指定された場所以外の場所で喫煙し、又は飲食すること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) その他市長がコミュニティ施設等の管理上不相当と認めること

(使用の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項又は第6条第1項の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは第5条第3項(第6条第2項において準用する場合を含む。)の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは複合施設からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定による処分に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用の許可後に第5条第2項各号のいずれかに該当すると認められたとき。
- (4) 公益上やむを得ない事由が発生したとき。

2 前項の取消し等によって生じた損害については、市長は、その賠償の責めを負わない。

(使用料)

第9条 第5条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設等の使用に係る料金(以下「使用料」という。)を使用の許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

2 使用料は、別表に掲げる額の範囲内において、市長が定めるものとする。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上、特に必要と認められたときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 第8条第1項第4号の規定により市長が使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めによらない理由で使用できなくなったとき。
- (3) その他市長が使用料の還付を行うべき特段の理由があると認めるとき。

(特別の設備の制限)

第12条 使用者は、施設等の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入し、若しくは使用しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。また、承認を受けた事項を変更する場合も同様とする。

(入場の制限)

第13条 市長は、複合施設の来場者が次の各号のいずれかに該当するときは、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他の入場者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、複合施設の管理上支障があると認められるとき。

(損害賠償)

第14条 使用者は、施設、設備等を損傷し、汚損し、又は紛失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、損害賠償額を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、施設等の使用を終了したとき又は第8条の規定により使用許可を取り消されたとき若しくは使用を停止されたときは、当該施設等を原状に回復しなければならない。

(指定管理者による管理等)

第16条 市長は、施設の設置の目的を効果的に達成するため又は管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に複合施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により、指定管理者に複合施設の管理運営を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) コミュニティ施設等の使用に関すること
- (2) 市民の生涯学習、文化活動及び学習支援の推進に関すること
- (3) 観光及び地域産業の振興に関すること
- (4) 複合施設の維持管理に関すること
- (5) コミュニティ施設等の休館日又は使用時間の変更に関する業務。ただし、休館日又は使用時間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、複合施設の運営に関する事務のうち、市長が必要と認めた業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第3条から第8条まで、第12条及び第13条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

4 指定管理者の指定の手續等は、滝沢市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成16年滝沢村条例第1号）の規定による。

(利用料金)

第17条 市長は、前条の規定により指定管理者に複合施設の管理を行わせる場合にあつて、適当と認めるときは、指定管理者に複合施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 当該料金は、第9条に規定する別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあつては、前条第3項の規定に加え、第9条から第11条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」として、また、第9条から第11条まで及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」として、これらの規定を適用する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、複合施設の管理等に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、〇〇から施行する。

別表（第9条関係）

1 コミュニティセンターの使用料

区分	限度額	
	単位	使用料
大ホール（全面）	1日	56,000円
大ホール（客席、舞台のみ）	1日	40,320円
控室1	1日	2,880円
控室2	1日	2,880円
小ホール	1日	34,560円
大会議室1	1日	8,640円
大会議室2	1日	8,640円
大会議室3	1日	8,640円
中会議室	1日	17,280円
小会議室1	1日	4,320円
小会議室2	1日	4,320円
小会議室3	1日	5,760円
小会議室4	1日	5,760円
和室1	1日	5,760円
和室2	1日	5,760円
クッキングスタジオ	1日	14,400円
創作兼準備室	1日	10,080円
相談室1	1日	2,400円
相談室2	1日	2,400円
その他の共用スペース	1日	1平方メートル当たり140円
喫茶コーナー	1月	20,000円

備考

- 1日とは、午前9時から午後9時までをいい、それ以外の時間に使用する場合は、使用料を12で除した額に使用時間（1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。）及び100分の150を乗じて得た額とする。
- 2 入場料を徴し、又は商品の宣伝、販売その他の商業活動及びこれに類する目的を

もって利用する場合の使用料は、上表の金額に100分の300を乗じて得た額とする。

- 3 入場料を徴収しない場合であっても、会費、負担金その他入場料に相当する金額を徴収したと認められるときは、入場料を徴収したものとみなす。
- 4 使用時間には、大ホールを除き準備及び後片付けの時間を含む。大ホールにおいて、準備、後片付け又はリハーサルのために使用する場合の使用料は、使用料を12で除した額に使用時間（1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。）及び100分の70を乗じて得た額とする。
- 5 その他の共用スペースの使用料は、その他の共用スペースを一時的に専用し、物品販売、イベント、集会、興業その他の催しに利用する場合に限り徴収するものとし、使用面積の1平方メートル未満の端数は、1平方メートルとする。なお、営利活動の場合は、2を準用する。
- 6 喫茶コーナーの使用期間が1月に満たない場合の使用料は、1月の使用料を当該月の現日数で除して得た額に使用日数を乗じて得た額とする。
- 7 使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

## 2 産業創造センターの使用料

区分	限度額	
	単位	使用料
店舗施設	1月	1平方メートル当たり2,000円
その他の共用スペース	1日	1平方メートル当たり420円

### 備考

- 1 店舗施設の使用料は、長期的に物販、レストラン、その他の商業活動及びこれに類する目的をもって使用する場合の限度額とする。
- 2 店舗施設の使用期間が1月に満たない場合の使用料は、1月の使用料を当該月の現日数で除して得た額に使用日数を乗じて得た額とする。
- 3 その他の共用スペースの使用料は、その他の共用スペースを一時的に専用し、物品販売、イベント、集会、興業その他の催しに利用する場合に限り徴収するものとする。
- 4 1日とは、午前9時から午後9時までをいい、それ以外の時間に使用する場合は、使用料を12で除した額に使用時間（1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。）及び100分の150を乗じて得た額とする。
- 5 使用面積の1平方メートル未満の端数は、1平方メートルとする。
- 6 使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

## 3 屋外施設の使用料

区分	限度額	
	単位	使用料
たきざわテラス	1日	1平方メートル当たり80円
たきざわ広場	1日	1平方メートル当たり30円

緑地	1日	1平方メートル当たり20円
防災広場	1日	1平方メートル当たり20円
調整池	1日	1平方メートル当たり20円

備考

- 1 屋外施設の使用料は、イベント、集会、興業その他の催しに利用する場合に限り徴収する。
- 2 1日とは、午前9時から午後9時までをいい、それ以外の時間に使用の場合は、使用料を12で除した額に利用時間（1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。）及び100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 入場料を徴し、又は商品の宣伝、販売その他の商業活動及びこれに類する目的をもって利用する場合の使用料は、上表の金額に100分の300を乗じて得た額とする。
- 4 入場料を徴収しない場合であっても、会費、負担金その他入場料に相当する金額を徴収したと認められるときは、入場料を徴収したものとみなす。
- 5 専ら準備、後片付け又はリハーサルのために使用する場合の使用料金は、使用料金を12で除した額に利用時間（1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。）及び100分の70を乗じて得た額とする。
- 6 使用面積の1平方メートル未満の端数は、1平方メートルとする。
- 7 使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。